

景観評価リスト

事業所管課	鳥取県鳥取県土整備事務所	事業担当氏名	鳥取県 鳥取県土整備事務所 計画調査課 西井 雅賀
-------	--------------	--------	------------------------------

1 事業概要

事業名	県道網代港岩美停車場線（田後工区）道路概略設計 事業
事業箇所	<input checked="" type="checkbox"/> 景観形成重点区域内（山陰海岸景観形成重点区域） <input checked="" type="checkbox"/> 自然公園区域（山陰海岸国立公園） <input checked="" type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 他の景観行政団体の区域（名勝及び天然記念物浦富海岸）
事業の種類	道路改良事業
事業期間	平成25年度～平成30年度
事業の規模	・幅員：W=5.5m (8.75m) 全体計画延長：L=1200m
事業目的	県道網代港岩美停車場線は、現在の道路が狭小であり緊急時や災害時の車両通行に支障を及ぼしている。一方、山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟認定されたことを受けて今後、地域の観光拠点となる道路として地域の活性化を図る道路とするものである。

2 周辺の景観特性等に関する状況

(1) 施工区域周辺の景観特性、景観資源及び景観形成の基本的方向（①～③のいずれかを選択して記入）

①整備する施設が視点場となる場合

②整備する施設が主対象になる場合

地域の景観形成の基本方針に従った整備が必要となる。

※「名勝及び天然記念物浦富海岸整備計画」（現在は策定委員会を設け整備方針を検討中）

③整備する施設が主対象に何らかの影響を与える場合

地形の改変を極力抑え、周囲の景観との調和に配慮する。

(2) 特に配慮する事項

- ・山陰海岸国立公園や名勝及び天然記念物浦富海岸の保護地区にあたるため現状変更への影響を極力抑える。
- ・砂防指定地である田後川、才谷川、また急傾斜地崩壊危険区域に計画が影響するため区域内行為の許可申請が必要となる。
(砂防指定地内制限行為許可申請、急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請)
- ・計画道路は土砂流出防備保安林の指定地を通過するため、保安林の解除申請を行う。

3 景観特性等に配慮して定める具体的対応

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応																			
位置 ・ 規模	<p>■ 景観形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的な遺産、街並み等に対する主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）並びに周辺からの眺望を妨げない位置とする。</p> <p>□ 道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とする。</p> <p>□ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で、かつ高さを抑える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施工範囲は、基準及び施工上の必要最小限の範囲とし、地形の改変を極力抑える。 																			
	<p>■ 事業区域内及びその周辺に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とする。</p> <p>■ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現道を最大限利用し、地形の改変を最小限とする 																			
形態 ・ 意匠	<p>■ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とする。</p> <p>□ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観と調和した形態及び意匠とする。</p> <p>□ ランドマーク的な施設など、施設の存在感を強調させる形態・意匠を計画する場合は、その規模に問わらず、景観評価の手順によらなければならない（大規模な修繕を含む）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法面は緑化等により、周辺景観に配慮する。（植生基材吹付工など） 																			
色彩	<p>■ 周辺の景観と調和した色彩とする。</p> <p>□ 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とする。</p> <p>■ 外観のベースカラーは、次のとおりとする。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合及び道路付属物等について安全上視認性確保が必要な場合は、この限りでない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="3">彩度</th> </tr> <tr> <th>景観形成重点区域</th> <th>自然公園の区域</th> <th>その他の区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> <td>4以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>□ 送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p>	有彩色の色相	彩度			景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域	0.1R～10R	2以下	2以下	4以下	0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下	上記以外の色相	2以下	2以下	2以下	<ul style="list-style-type: none"> 道路舗装 アスファルト舗装（無彩色） 橋梁色彩 こげ茶色又は灰色 転落防止柵 こげ茶色又は灰色
有彩色の色相	彩度																				
	景観形成重点区域	自然公園の区域	その他の区域																		
0.1R～10R	2以下	2以下	4以下																		
0.1YR～5Y	4以下	4以下	6以下																		
上記以外の色相	2以下	2以下	2以下																		

項目	公共事業景観形成指針に定める共通要素基準（基本事項）	具体的対応
色彩	<p><input type="checkbox"/> ランドマーク的な施設など、基準値を超える色彩の使用を計画している場合は、その規模に関わらず、景観評価の手順によらなければならぬ（大規模な修繕を含む）。</p> <p>※色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法一三属性による表示）による。</p> <p>※ベースカラーとは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、そのすべてをベースカラーとして取り扱う。</p>	

4 特記事項 【具体的対応について】

法面の植生は施工地周辺の植生に含まれる種子を有効利用し周辺景観との調和に努める。

備考 景観チェックリストを作成する際、本書に記載した内容を変更する場合、当該部分に変更の内容及び理由を明記し、景観チェックリストに添付すること。